

令和4年度

第2回 東松山市立上唐子集会所運営委員会



令和5年2月14日

東松山市教育委員会

令和4年度 第2回東松山市立上唐子集会所運営委員会次第

令和5年2月14日（火）

上唐子集会所

1 開 会

2 あいさつ

3 議長の選出

（議長より議事録署名人指名）

4 議 事

（1）令和4年度事業中間報告について

ア 各教室の実施状況

① 事務局から

② 各学校から

イ 令和4年度行事日程等

ウ 集会所利用状況

（2）令和5年度行事日程等について

（3）その他

- ・今後の集会所の運営について

5 その他

（1）『きらめきまつり』について

(1) 令和4年度事業中間報告について

ア 各教室の実施状況中間報告

期 間： 令和4年4月～令和4年11月

① 成人教室

No.	教室名	開講日数	期 間	開 講 日 開講時間	講 師 名	学級生人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	カラオケ教室	13日	4月23日～11月26日	第2・4週 土曜日 9:30～11:30	白川あき子 先生	8人 延94人	7.2人
2	絵画教室	9日	5月21日～11月12日	第1・3週 土曜日 13:30～15:30	矢島兼之先生	8人 延49人	5.4人
3	新舞踊教室	12日	4月18日～11月21日	第1・3週 月曜日 13:30～15:30	森田光子先生	4人 延45人	3.8人
4	フラワーアレンジメント教室	6日	5月10日～11月8日	第2週 火曜日 13:30～15:30	大沼賀代子先生	12人 延49人	8.2人
5	体操教室	7日	5月24日～11月29日	第4週 火曜日 13:30～15:30	遠藤良江先生	14人 延36人	5.1人

②小学生フレンドスクール

No.	学校名	開校日数	期 間	開 校 日 開校時間	講 師 名	申込人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	唐子小	13日	5月19日～11月10日	毎週 木曜日 16:20～17:30	奥村俊之先生他 延26人	19人 延131人	10.1人
2	珠算教室	25日	4月16日～11月26日	毎週 土曜日 14:00～16:00	浅見慎哉先生	8人 延159人	6.4人

③中学生フレンドスクール

No.	学校名	開講日数	期 間	開 校 日 開校時間	講 師 名	申込人数 延参加人数	1回平均 参加人数
1	南 中	10日	5月12日～11月15日	毎週 木曜日 17:30～19:30	横山直幸先生他 延20人	7人 延39人	3.9人

イ 令和4年度行事日程等

事業名	期日	会場等
第1回東松山市立上唐子集会所運営委員会	6月3日(金)	上唐子集会所
上唐子集会所発表会	7月3日(日) 午後1時～	上唐子集会所
西部地区人権教育実践報告会	7月29日(金)	坂戸市文化会館
比企郡市集会所サマーキャンプ	8月2日(火)	ときがわ町 木のむらキャンプ場
第20回比企郡市人権教育研究集会	8月5日(金)	ときがわ町 アスピアたまがわ
第20回比企郡市人権フェスティバル	11月19日(土)	ときがわ町
第42回埼玉人権フォーラム	令和5年1月19日(木)～20日(金)	さいたま市
第2回東松山市立上唐子集会所運営委員会	令和5年2月14日(火)	上唐子集会所
上唐子集会所文化祭(きらめきまつり)	令和5年2月25日(土)	上唐子集会所 舞台発表 カラオケ、新舞踊 展示発表 絵画作品、フラワーアレンジメント作品
2023みなくるフェスタ	令和5年3月18日(土)	東松山市民文化センター

ウ 集会所利用状況

【上唐子集会所利用状況】（令和4年4月～令和4年11月）

月	利用団体数	フレンド・スクール(人)	成人教室(人)	地域利用者数(人)	利用者数合計(人)
令和4年4月	6	12	12	31	55
5月	14	60	44	9	69
6月	21	73	60	21	154
7月	11	27	13	38	78
8月	11	26	15	51	92
9月	15	47	38	10	95
10月	17	49	38	53	140
11月	15	29	46	16	91
計	110	323	266	229	818
月平均	13.8	40.4	33.3	28.6	96.8

(2) 令和5年度行事日程等について

事業名	期日	会場等
第1回東松山市立上唐子集会所運営委員会	6月 日	上唐子集会所
西部地区人権教育実践報告会	7月31日(月)	未定
比企郡市集会所サマーキャンプ	8月1日(火) ～2日(水)	ときがわ町 木のむらキャンプ場
第21回比企郡市人権教育研究集会	未定	未定
第43回埼玉県人権フォーラム	11月10日(金)	未定
第21回比企郡市人権フェスティバル	11月18日(土)	未定
第2回東松山市立上唐子集会所運営委員会	令和6年1月 日	上唐子集会所
上唐子集会所きらめきまつり	令和6年2月 日	上唐子集会所 舞台発表 カラオケ、新舞踊 展示発表 フラワーアレンジメント 絵画
2024みなくるフェスタ	令和6年 月 日	未定

令和4年度 上唐子集会所「きらめきまつり」実施要綱

1 実施趣旨

本集会所における活動の成果を発表し合うことにより、教室生相互の親睦を図るとともに、近隣の方々との交流を促進する。

2 実施日 令和5年2月25日（土）9時30分～12時30分

3 会場 東松山市立上唐子集会所

4 日程・内容

【舞台発表】・・・・・・・・・・ホール

カラオケ教室

新舞踊教室

【展示発表】

フラワーアレンジメント教室・・・・・・・・玄関廊下、和室

絵画教室・・・・・・・・和室

小学生の作品・・・・・・・・玄関廊下

9:30 9:40 10:50 11:00 12:25 12:30

開会式	舞台発表 (前半の部)	休憩	舞台発表 (後半の部)	閉会式
-----	----------------	----	----------------	-----

5 開会行事（開会式）

（司会：生涯学習課長）

(1) 開式のことば・・・・・・・・司会

(2) あいさつ

① 教育長・・・・・・・・吉澤 勲

② 上唐子第二自治会 会長・・・・・・・・篠田 博 様

(3) 来賓紹介

上唐子第二自治会副会長、成人教室講師、集会所運営委員

(4) 東松山市教育委員会の職員紹介

(5) 閉式のことば・・・・・・・・司会

諸連絡

6 閉会行事

(1) 開会の言葉

(2) 受講生代表の言葉 (感想を含む) 新舞踊教室生徒 杉浦 清次

(3) 閉会の言葉

(4) 諸連絡

7 参加者

(1) 来賓

- ・集会所運営委員合 (教職員以外) 10名
- ・成人教室講師 4名

(2) 集会所教室生 (5教室) 33名 (掛け持ち除く)

(3) 教育委員会職員 10名

教育長、山田部長、柳沢次長、上課長

担当：岡部主幹、小松主査、川崎主事、新井主事補、
田中指導員、関口指導員

(4) 学校職員 学校長、担当教員 4名
(唐子小、南中)

(5) その他 (教室生の家族等) 〇〇名

8 後片付け

机・機材等

教育委員会生涯学習課担当職員

○東松山市立集会所条例

昭和48年12月25日

条例第44号

(設置)

第1条 同和問題をはじめとする様々な人権に関する課題の解決に資するとともに、差別や偏見のない明るい地域社会づくりに寄与するため、人権教育及び人権啓発推進の場として、集会所を設置する。

(名称及び位置)

第2条 集会所の名称及び位置は、別表のとおりとする。

(管理)

第3条 集会所は、教育委員会が管理する。

(使用の許可)

第4条 集会所を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

(使用許可の制限)

第5条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、集会所の使用を許可しないものとする。

- (1) 集会所の設置目的に反すると認められるとき。
- (2) 秩序を乱すおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的とするとき。
- (4) その他管理上支障があると認められるとき。

(使用許可の取消し)

第6条 教育委員会は、第4条の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が、集会所の使用目的又は使用条件に違反したときは、使用許可を取り消すことができる。

(市立集会所運営委員会)

第7条 集会所の運営について審議するため、各集会所に東松山市立集会所運営委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、委員14人以内をもって組織し、委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 市社会教育委員
- (3) 市内各種団体を代表する者
- (4) 知識経験を有する者

3 委員会に委員長及び副委員長を置く。

4 委員の任期は、2年とし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和56年3月23日条例第9号)

この条例は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則 (昭和57年3月29日条例第8号)

この条例は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 (昭和60年3月23日条例第3号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成2年3月26日条例第16号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月22日条例第10号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月24日条例第16号)

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月20日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年1月1日から施行する。

(任期の特例)

2 この条例の施行の日以後に、最初に委嘱される委員の任期は、改正後の第7条第4項本文の規定にかかわらず、平成26年5月31日までとする。

別表

名称	位置
東松山市立野田集会所	東松山市大字野田1060番地1
東松山市立中岡集会所	東松山市大字岡1220番地2
東松山市立上唐子集会所	東松山市大字上唐子1062番地

○東松山市立集会所条例施行規則

昭和49年3月20日

教委規則第4号

(趣旨)

第1条 この規則は、東松山市立集会所条例（昭和48年東松山市条例第44号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(利用時間)

第2条 東松山市立集会所（以下「集会所」という。）の利用時間は、午前9時から午後10時までとする。

2 東松山市教育委員会教育長（以下「教育長」という。）は、特別の事情があるときは、前項に規定する利用時間を変更することができる。

(利用手続)

第3条 集会所の利用許可を受けようとする者は、あらかじめ利用許可申請書（様式第1号）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の許可は、利用許可書（様式第2号）を交付して行うものとする。

3 前2項の規定にかかわらず、教育長があらかじめ認めた者の利用については、この限りでない。

(遵守事項)

第4条 教育長は、集会所の遵守事項を定め、また、管理上必要があるときは、その都度適宜に指示することができる。

(原状回復)

第5条 条例第4条の利用の許可を受けた者（以下「利用者」という。）は、集会所の利用を終えたときは、速やかに原状に復さなければならない。条例第6条の規定により利用許可の取消しの処分を受けたときも、同様とする。

(損害賠償)

第6条 利用者は、故意又は過失により、集会所の施設を損傷し、又は亡失したときは、これを修理し、又はその損害を賠償しなければならない。ただし、教育長がやむを得ないと認めたときは、この限りでない。

(委員長及び副委員長)

第7条 条例第7条第1項の東松山市立集会所運営委員会（以下「委員会」と

いう。)の委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときはその職務を代理する。

(会議)

第8条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長が議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年2月25日教委規則第2号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成15年3月28日教委規則第8号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月26日教委規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成26年1月1日から施行する。
(東松山市立集会所運営委員会規則の廃止)
- 2 東松山市立集会所運営委員会規則 (昭和49年東松山市教委規則第3号) は、廃止する。

(以下は、使用許可申請書等につき、本日は省略させていただきます。御了承ください。)

東松山市立上唐子集会所運営委員名簿

区 分	氏 名	備 考
1号委員	稲 村 浩 之	唐子小学校長
	新 井 克 仁	南中学校長
	奥 村 俊 之	唐子小学校教諭
	横 山 直 幸	南中学校教諭
2号委員	野 口 紀 子	社会教育委員
3号委員	小 川 徹	唐子小PTA会長
	篠 田 博	上唐子第二自治会長
4号委員	大久保 栄 利	知識経験を有する者
	篠 田 勝	知識経験を有する者
	松 崎 清	知識経験を有する者

※ 任期は、令和4年6月1日から令和6年5月31日までとします。